



教生第615号

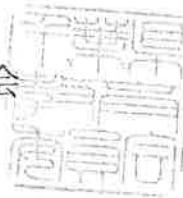
千葉県社会教育委員会議 様

「県立青少年教育施設の今後の在り方」について（諮問）

このことについて、社会教育法（昭和24年法律第207号）
第17条第1項第2号の規定により、別紙のとおり諮問します。

平成24年12月13日

千葉県教育委員会



別紙

(諮問事項)

県立青少年教育施設の今後の在り方について

(諮問理由)

青少年を取り巻く環境は、少子・高齢化や情報化の進展、ライフスタイルの多様化など、大きく変化しており、基本的な日常生活能力や規範意識、コミュニケーション能力などの低下が指摘されている。これらの能力を高めていくためには、従来の座学中心の教育だけではなく、様々な体験活動により、主体的な学習態度や自ら考え、判断・行動する力などをはぐくむことが重要である。

このため、県教育委員会では、平成22年3月に策定した千葉県教育振興基本計画に「青少年教育施設における体験活動の推進」を今後5年間に実施する主な施策として位置付け、5か所の県立青少年教育施設において、宿泊を伴う自然体験や生活体験など青少年の自主性をはぐくむ取組を推進しているところである。

この県立青少年教育施設については、平成15年度末に策定した「県立青少年教育施設の再整備に係る指針」に基づき、9か所から5か所に機能集約を図るとともに、平成20年度からは、指定管理者制度を導入したところであるが、前回の見直しが行われてから9年が経過し、この間、青少年教育施設をめぐる社会状況も大きく変化していることから、現在の指定期間中（平成23年度～27年度）に、県の教育機関としての県立青少年教育施設の今後の在り方について検討することとしたいので、標記のとおり諮問するものである。